Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 59 2008年09月18日

中国特許法改正について

今般、国家知識産権局のホームページに、第11回全国人民代表大会の初審議による改正草案の要点が掲載されました。その要点を下記の通り、ご案内申し上げます。

更なる情報並びに施行時期については、当局の公表を待って改めてお知らせ致します。

記

1. 特許法制定の目的に係る条文の文言の修正
2. 絶対新規性の導入
3. 主に標識効果を有する平面印刷物品に係る意匠の不登録規定の増設
4. 国内で生まれた発明の第一次出願国を中国とする制限規定の削除
5. 販売の申出(物品の広告、商店への陳列、販売会場への陳列など)に対する意匠権の拡大
6. 権利侵害賠償額への権利維持コストの加算、並びに違法行為に対する罰金の引上げ
7. 証拠保全規定の増設
8. 共同名義特許権(実用新案権・意匠権)の単独許諾実施規定の増設
9. 権利侵害訴訟における被告(侵害人)による実施技術が従来技術に該当する証明の提出を無効審判請求の代わりとして認める規定の増設
10. 行政審査に必要な情報を提供することを目的とする、企業団体若しくは個人による特許薬品又は特許医療機器の製造は侵害を構成しない規定の増設
11. 発展途上国及び特許薬品の製造能力が無い国又は地域における公共健康を目的とする強制実施権の規定の増設
12. 特許権者による競争の排除・制限の行為が司法・行政手続にて確定したとき、請求により強制実施権が認められる規定の増設
13. 不法入手及び違法利用の遺伝資源による発明の特許出願を不特許とする規定の増設

従って、料金引上げが予定されている審査請求又は審判請求については、新料金の施行前にその手続きを行う方が費用の面において有利であります。

以上